

〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 玉川医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2047-4
- (3) 設立認可年月日 平成2年3月26日
- (4) 設立登記年月日 平成2年3月29日

## 2 事業の概要

## (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	玉川内科・歯科医院	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2047-4	0床

## (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

## (3) 当該会計年度内に社員総会等で議決等した事項

## ①令和5年7月14日 定時社員総会

令和5年度決算の承認

役員給与の改定

借入金の最高限度額の改定

## ②令和6年5月31日 理事会

社員の退社の報告・同意

理事の辞任の報告

## (4) その他

特筆すべき事項はない

法人名 医療法人 玉川医院  
 所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2047-4

※医療法人整理番号

貸借対照表  
 (令和6年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	33,247	I 流動負債	1,609
II 固定資産	65,437	II 固定負債	44,570
1 有形固定資産	46,886	負債合計	46,180
2 無形固定資産	382	純資産の部	
3 その他の資産	18,168	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	42,504
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	52,504
資産合計	98,685	負債・純資産合計	98,685

様式4-2

法人名 医療法人 玉川医院  
 所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2047-4

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	99,539
2 事業費用	99,002
事業利益	537
II 事業外収益	852
III 事業外費用	293
経常利益	1,095
IV 特別利益	0
V 特別損失	939
税引前当期純利益	156
法人税等	98
当期純利益	57

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 玉川医院  
 所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2047-4

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和6年5月31日現在)

1. 資 産 額	98,685 千円
2. 負 債 額	46,180 千円
3. 純 資 産 額	52,504 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	33,247
B 固 定 資 産	65,437
C 資 産 合 計 (A+B)	98,685
D 負 債 合 計	46,180
E 純 資 産 (C-D)	52,504

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 玉 川 医 院  
理事長 玉 川 文 雄 殿

私は、医療法人玉川医院の令和6年度会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月23日

医療法人玉川医院  
監事 石割 文子